⑶　令和６年度国内旅行業務取扱管理者試験のうち「国内旅行実務」について合格点を得た者

ア．令和６年度国内旅行業務取扱管理者試験のうち「国内旅行実務」について合格点を得た者は、４．に掲げる試験科目のうち⑶の科目について、試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験申請時に令和６年度国内旅行業務取扱管理者試験の結果通知書のデータを提出すること。

⑷　地域限定旅行業務取扱管理者試験合格者で、令和６年度若しくは令和７年度の国内旅行業務取扱管理者研修の修了者又は令和６年度国内旅行業務取扱管理者試験のうち「国内旅行実務」について合格点を得た者

ア．地域限定旅行業務取扱管理者試験合格者で、令和６年度若しくは令和７年度の国内旅行業務取扱管理者研修の修了者又は令和６年度国内旅行業務取扱管理者試験のうち「国内旅行実務」について合格点を得た者は、４．に掲げる試験科目のうち⑴及び⑶の科目について、試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験申請時に地域限定旅行業務取扱管理者試験合格証のデータ及び令和６年度若しくは令和７年度の国内旅行業務取扱管理者研修の修了証書のデータ又は令和６年度国内旅行業務取扱管理者試験の結果通知書のデータを提出すること。

７．合格者の発表

合格者の発表は、令和７年10月17日（金）（予定）に、ウェブサイト上に設定する個人ページで試験結果を通知する。

８．合格証の交付

令和７年10月31日（金）（予定）に、合格者に対して簡易書留郵便にて発送する。

９．試験事務の代行

この試験の事務は、旅行業法第69条第１項の規定に基づき、次の旅行業協会に行わせる。

名称　一般社団法人全国旅行業協会

住所　〒107―0052　東京都港区赤坂四丁目２番19号　赤坂シャスタイーストビル

試験事務を行う事務所の所在地　住所に同じ

10．その他

試験の実施については変更があり得るため、その場合は、一般社団法人全国旅行業協会のホームページに変更内容を掲載し、周知する。

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年６月12日

国土交通大臣　中野　洋昌

測量の種類	実施時期	地域		備考
		都道府県	市、区、(郡)、町、村名	
復旧測量	令和６年度	富山県	氷見市	三角点（改測）
〃	〃	石川県	七尾市	〃
〃	〃	〃	輪島市	〃
〃	〃	〃	珠洲市	〃
〃	〃	〃	羽咋市	〃
〃	〃	〃	かほく市	〃
〃	〃	〃	（河北郡）津幡町	〃
〃	〃	〃	〃　内灘町	〃
〃	〃	〃	（羽咋郡）志賀町	〃
〃	〃	〃	〃　宝達志水町	〃
〃	〃	〃	（鹿島郡）中能登町	〃
〃	〃	〃	（鳳珠郡）穴水町	〃
〃	〃	〃	〃　能登町	〃